

1 災害弔慰金(災害関連死)、災害障害見舞金 事業

1 主要な事務・事業の説明

(1) 東日本大震災により死亡、行方不明となった方の遺族に対し弔慰金を支給。

弔慰金の額 生計維持者 500 万円、その他 250 万円

・支給件数 1,148 件 3,505,060,000 円

(2) 津波や建物の倒壊など震災により直接死因していない場合でも、震災に起因する死亡と判定されれば「災害関連死」として災害弔慰金を支給。

・災害関連死認定数 50名

(3) 東日本大震災により重度の障害を受けた方に対し、障害見舞金を支給。

障害見舞金額 生計維持者 250 万円、その他 125 万円

・支給件数 3 件 6,250,000 円

2 生活再建住宅支援 事業

1 主要な事務・事業の説明

東日本大震災により被災した住宅の早期復興に資するため、被災者が町内に新築、購入、修繕等に要する経費に対し交付。利子補給、補修、宅地復旧、復興住宅関連(バリアフリー・県産材使用)

(1) 被災住宅債務利子補給(新築・補修・既往債務) 27 件 6,423,000 円

(2) 被災住宅補修等(補修、耐震改修、バリアフリー、県産材) 143 件 53,325,000 円

(3) 宅地復旧 34 件 32,158,000 円

(4) 災害復興住宅新築等(バリアフリー、県産材) 176 件 111,200,000 円

3 被災者住宅再建支援 事業

1 主要な事務・事業の説明

東日本大震災により被災した住宅の早期復興に資するため、被災者が町内に新築、購入等に要する経費に対し交付。

複数世帯 100 万円 単身世帯 75 万円

・支給件数 314 件 302,600,000 円

4 生活復興支援資金貸付金償還利子補給 事業 (新規)

1 主要な事務・事業の説明

東日本大震災により社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の生活復興支援資金の貸付を受けた方が支払う利子に対して補給する。

・支給件数 1 件 3,500 円

5 災害援護資金貸付金 事業

1 主要な事務・事業の説明

東日本大震災により負傷又は住宅・家財の損害を受けた方に対し、災害弔慰金の支給に関する法律に基づき生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

貸付金の額 被害状況により最大 350 万円、無利子(保証人がいない方は年利 1.5%)

据置期間 6 年、返済期間 7 年

- ・支給件数 7 1 件 185,850,000 円
- ・繰上償還 1 件 1,000,000 円

6 防災集団移転促進 事業 C-23 (新規)

1 主要な事務・事業の説明

東日本大震災により被災した防災集団移転対象者が再建した場合、利子補給、引越に伴う費用経費に交付。

引越費用 78 万円(上限)、利子補給 457 万円 (上限)

- (1) 引越費用 161 件 15,412,464 円
- (2) 利子補給 0 件 0 円 (住宅未完成により支給なし)

7 大槌町被災者独自支援 事業

1 主要な事務・事業の説明

東日本大震災により被災した住宅の早期復興に資するため、被災者が町内に新築、購入中古、利子補給等に要する経費に対し交付。あわせて被災者の引越に伴う費用に対し交付。

新築 1 棟補助 200 万円、中古住宅 50 万円、利子補給 300 万円(上限)、引越費用 10 万円(上限)

- (1) 新築 218 件 436,000,000 円
- (2) 中古住宅購入 35 件 17,500,000 円
- (3) 利子補給 94 件 213,885,521 円
- (4) 引越費用 201 件 14,591,000 円

8 災害義援金 事業

1 主要な事務・事業の説明

(1) 大槌町災害義援金事業

全国から当町に直接寄せられた義援金を「大槌町災害義援金配分委員会」にて配分額等を決定し支給。

死亡又は行方不明者見舞金 (2 万円)、家屋損壊等見舞金 (全壊 2 万円、半壊 2 万円)、

障害見舞金（2万円）、未成年者見舞金（両親100万円、片親死亡50万円）、住家損壊等見舞金（一部損壊5万円、貸家5万円、空家3万円、ひとり親5万円、要介護5万円、障害者5万円、子育て支援5万円）

・支給件数 12,006件 384,080,000円

(2) 災害義援金事業

岩手県において、日本赤十字社、中央共同募金会から県に配分された義援金と岩手県災害義援金募集委員会に寄せられた義援金を「平成23年東北太平洋沖地震及び津波義援金配分委員会」により配分基準を定め市町村に配分。町から被災者へ支給。

- ① 人的被害（死亡又は行方不明者見舞金175万7千円）10,130件 2,240,346,000円
- ② 住家被害（全壊175万7千円）25,045件 5,543,161,000円
- ③ 住家被害（半壊108万5千円）5,568件 763,236,000円

9 被災者生活再建支援事業

1 主要な事務・事業の説明

東日本大震災により居住していた住宅が著しい被害を受けた世帯に対し、住宅のり災程度に応じて支援金を支給。支給は公益財団法人都道府県会館より直接振込。

(1) 基礎支援金

- ① 全壊（単数世帯75万円）919件、（複数世帯100万円）2,280件
- ② 大規模半壊（単数世帯37.5万円）169件、（複数世帯50万円）406件
- ③ 半壊解体（単数世帯37.5万円）70件、（複数世帯50万円）79件

(2) 加算支援金

- ① 建築購入（単数世帯150万円）94件、（複数世帯200万円）615件
- ② 補修（単数世帯75万円）92件、（複数世帯100万円）412件
- ③ 賃借（単数世帯37.5万円）32件、（複数世帯50万円）39件